

桜井市の定期予防接種（予防接種の種類と接種年齢）

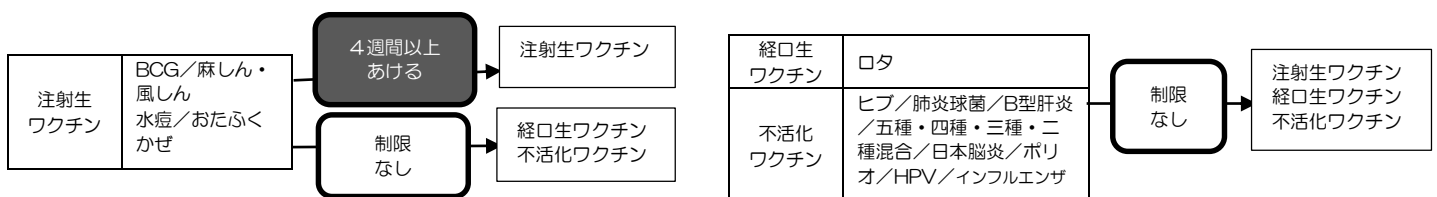
（令和8年4月1日現在）

予防接種の種類		対象者		標準的な接種年齢	接種回数		接種間隔	
ロタウイルス (経口ワクチン) ※いずれかを 選択	生	ロタリックス	出生6週0日後～ 24週0日 後まで	生後2か月～出生14週 6日までの間	2回	27日以上の間隔をあけて2回接種		
		ロタテック	出生6週0日後～ 32週0日 後まで		3回	27日以上の間隔をあけて3回接種		
B型肝炎	不 活 化	生後1歳に至るまで		生後2～9か月	3回	27日以上の間隔で2回接種 3回目接種は、1回目接種から139日以上 あけて接種		
小児の肺炎 球菌感染症	不 活 化	生後2か月～60か月に至るまで ※接種開始時期によって合計接種回数が 異なります。		接種開始時期が 生後2～7か月に至る まで	初回	3回	標準的には生後12か月までに27日以上の間 隔をあけて3回接種	
				接種開始時期が 生後7か月～ 12か月に至るまで	追加	1回	標準的には初回3回接種終了後、60日間以上 の間隔を置いて生後12か月以降に1回接種	
				接種開始時期が 生後12か月～24か 月に至るまで	初回	2回	27日以上の間隔を置いて2回接種	
				接種開始時期が 生後24か月～60か 月に至るまで	追加	1回	初回2回接種終了後、60日以上の間隔を 置いて生後12か月以降に1回接種	
5種混合 (ヒブ・ジフテリア ・百日せき・破傷風 ・ポリオ)	不 活 化	生後2か月～90か月に至るまで		生後2～7か月	第 1 期	初回	3回	20日以上の間隔を置いて3回接種
				初回3回接種終了後 6～18か月		追加	1回	初回3回接種終了後、6か月以上あけて1回 接種
BCG (結核)	生	生後1歳に至るまで		生後5～8か月	1回			
水痘 (水ぼうそう)	生	生後12か月～36か月に至るまで		1 回 目	2回	3か月以上の間隔を置いて2回接種		
				2 回 目				1回目の接種終了後 6～12か月
麻しん・ 風しん (MR) ※ ₁	生	生後12か月～24か月に至るまで			第1期	1回		
		5～7歳未満であって小学校就学前1年間			第2期	1回		
日本脳炎 ※ ₂	不 活 化	生後6か月～90か月に至るまで		3～4歳	第 1 期	初回	2回	6日以上の間隔をあけて2回接種
				4～5歳		追加	1回	初回2回終了後6か月以上、標準的にはおおむね 1年あけて接種
		9歳～13歳未満		9～10歳	第2期	1回		
二種混合 (ジフテリア・ 破傷風)	不 活 化	11歳～13歳未満		11～12歳	第2期	1回		
HPV (ヒトパピロー マウイルス) ワクチン (子宮頸がん予防)	不 活 化	小学6年生～高校1年生相当の女子		中学1年生相当年齢の 女子	接種開始年齢によって接種回数が異なります。 ●小学6年生～15歳未満で1回目を接種した場合 …1回目から5か月以上の間隔をあけて2回目を接種する(全2回) ●1回目接種時に15歳以上の場合 …2か月以上の間隔をあけて2回接種した後、1回目の接種から6か月以上の 間隔をあけて1回接種する(全3回)			

注意① 予防接種法に基づき実施しています。法律が改正された場合は上記接種年齢等が変更になる場合があります。

最新情報は市ホームページをご覧ください。

- ② 出生●週●日後とは誕生日の翌日を1日として算出した日をあらわします。
- ③ 「至るまで・未満」は誕生日の前日になります
- ④ ワクチンの接種間隔について



※: MRワクチン(特例措置)ワクチンの供給不足により、特例措置として定期接種の機会を逸した平成30年4月2日～平成31年4月1日、令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれの方は令和9年3月31日まで無料で接種することができます。

※₂: 日本脳炎(特例措置)平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は特例措置として20歳に至るまで無料で接種することができます。